

# 企業と雇用システム

2016年11月11日

## 第7回

### 労働時間と働きすぎについて考える



高田好章

# 最近の新聞記事から：

11月7日

月曜日

享月

三

業斤

月見

(夕刊)

1892年3月17日第3種郵便物認可

# 電通本支社を強制検査

## 過労自殺

## 長時間労働解明へ



電通関西支社に強制検査に入る大阪労働局の職員ら=7日午前9時35分、大阪市北区、細川卓撮影

に踏み切った。

電通では、昨年12月に新

入社員だった高橋まつりさんが女子寮で自殺。三田労働基準監督署(東京)は仕事量が著しく増加し、時間外労働も大幅に増える状況になつたとして、今年9月末に労災認定した。これを

受け、東京労働局などが10月、労基法違反の疑いで電通本社や支社数カ所に一斉に立ち入り調査に入つた。

電通広報部は朝日新聞の取材に対し「強制検査が入ったのは事実。調査には全般的に協力していく」とコメントした。(千葉朗)

広告大手、電通の女性新入社員(当時24)が昨年末に過労自殺し、労災認定された問題を受け、厚生労働省は7日、電通本社(東京)と全国の3支社に労働基準法違反の疑いで一斉に強制検査に入った。東京労働局などによる先月の立ち入り調査などを通じて、違法な長時間労働が全社的に常態化していた可能性が高いと判断。強制検査に切り替え、立件に向けて全容解明を目指す方針だ。

### ▼8面=異例の大規模検査

東京・汐留の電通本社には7日前9時半ごろ、東京労働局の過重労働撲滅特別対策班(かどく)に所属する労働基準監督官ら32人が入り、検査態勢は全国で最も各地の労働局がほぼ同時に一斉に強制検査に入った。関西支社(大阪市)、中部支社(名古屋市)、京都支社(京都)計88人にはほつた。異例の大規模検査となつていて

り調査に入ったが、この調査は「臨検監督」と呼ばれる任意調査で、労働局が電通側に資料の提供を求めていた。強制検査に切り替えられた。強制検査は複数の労働基準監督官ら32人が入り、検査態勢は全国で最も各地の労働局がほぼ同時に一斉に強制検査に入った。関西支社(大阪市)、中部支社(名古屋市)、京都支社(京都)計88人にはほつた。異例の大規模検査となつていて

ことができるようになる。厚労省は、電通が複数の法権限に基づいて押収することができるようになる。過重労働が疑われる企業を集中的に調査する特別チームで、東京・大阪の両労働局だけにある。略して、通常の行政指導にどまらず、企



### 過重労働撲滅特別対策班(かどく)

年に東京と大阪の労働基準監督署から相次いで是正勧告を受けたのに適切な改善措置を取らなかつた対応も問題視しており、強制検査

を集中的に調査する特別チームで、東京・大阪の両労働局だけにある。略して、通常の行政指導にどまらず、企

2016-11-07朝日新聞(夕)

# 最近の新聞記事から：

日経（夕刊）

2016年(平成28年)11月7日(月曜日)

日経(夕)



電通の東京本社に家宅捜索に向かう東京労働局の労働基準監督官ら（7日前、東京都港区）

▼労働基準監督官 主  
に厚生労働省や労働局、労働基準監督署に配置され、長時間労働や賃金未払い、労働災害の防止などを実施する。国家試験に合格した専門職員で、全国に約320人いる。違反が疑われる事業場

7日前、東京労働局の労働基準監督官ら、労働時間の規制を超えないよう上司に注意され、また、「残業時間の規制を超えてきたし、ほとんどの人が実際より少なく申請法違反疑惑での捜索が始まった。

への立ち入り検査を実施し、是正勧告や指導など行政処分を行う。労働基準法など一部の法令違反については刑事訴訟法に基づく「特別司法警察官」の権限を与えられ、逮捕や取り調べ、捜索差し押さえなどの捜査ができる。

## 「残業過少申告当たり前」 電通の長時間労働解明へ

厚生労働省が7日、広告大手、電通の強制捜査に乗り出した。度重なる是正勧告にもかかわらず、深夜に汲み残業が常態化。昨年には新入社員が過労自殺した。「残業時間を少なく申告するのは当たり前だった」と証言する社員も。家宅捜索は東京本社のほか関西支社などにまで及び、違法な長時間労働の実態解明が進む。（1面参照）

電通の女性新入社員が昨年12月に過労自殺した問題で、厚生労働省東京労働局の過重労働撲滅特別対策班などは7日、同社の東京本社（東京・港）や3支社に労働基準法違反の疑いで強制捜査に入った。全社的に違法な長時間労働が常態化している疑いが強まり、労務管

理の資料などを差し押さえる。電通の長時間労働問題は刑事事件に発展した。（関連記事を社会面に）

同日、強制捜査に入ったのは東京本社と中部支社（名古屋市）、京都支社（京都市）、関西支社（大阪市）の4カ所。

反の疑いで東京本社や3支社、主要5子会社を一括して立ち入り調査した。高橋まつりさん（当社員）は立ち入り調査には出席せず、東京労働局などは10月、労基法違反を受け、東京労働局などは10月、労基法違反を受けた。これを受け、東京労働局などは10月、労基法違反を受けた。

労基法に基づく「臨検」による、労使協定を超える月105時間の残業と呼ばれる措置。だが東京労働局などが労務管理を調べたところ、違法な長時間労働が全社的に広がっている疑いが強まっている。このため刑事訴訟法に基づき労働基準監督官による強制捜査に

## 全社的に長時間労働疑い

厚労省

3

2016-11-07日経新聞(夕)

# 根深い広告会社員の過労死

大学客員教授 遠山 耕一

(兵庫県 66)

かつて広告大手に勤務していた。広告会社にとって「ポンサー」は「神様」で、ポンサーの担当者は「神の声」を伝える存在だった。新米社員だった私はあるメーカーの広告担当者に前夜必死で直した絵コンテを放り投げられ、「明日、朝イチで直して来い」と言われた。「どこが悪いのか教えてください。もう少し時間をください」と私が

言いかけると、我が社の営業部員は「分かりました。朝イチでやらせます」と私の腕を引っ張つて帰った。極端な例だが、これが日常の構図だった。

女性新入社員が昨年末に過労死した結果になつたのではないか。現代社会では、ネットでつながっていても、人間関係は希薄になつたのではないか。問題は根深い。

で自殺し、労災認定された電通は、午後10時以降の残業を禁止し、一斉消灯を始めた。私には問題が解決することは思えない。メーカーならこれで生産中止となるだろうが、広告会社の場合、広告主に「10時消灯だったの、できませんでした」と言えるだろうか。言つた途端、「じゃあ、他の広告会社に頼むよ」となるだろうから、営業は「家でもやれ」と言うだろう。

広告主の無理な注文、それを当たり前のように押し付ける営業や上司。しかし対応できなければ競争力を失う。この構図を変えない限り、広告会社の若手社員の過労死はなくならないのではないか。問題は根深い。

2016-11-05朝日新聞

## 過労自殺防ぐ社会づくりを

大学生 川江 亜希子

(大阪府 26)

広告大手で連日の残業に疲れ果て過労自殺した女性新入社員の報道をして思つてゐることがある。自殺の事実よりも彼女の経験や姿勢に、焦点が当たられてゐる。本当に悲しい出来事だが、「東大卒のエリート美女が」という情報は、本当に必要だろうか。また一方で、彼女はSNS上で何度も「死」と書いていた。ネット上でなく誰

かに会つて助けを求めていれば、また違つた結果になつたのではないか。現代社会では、ネットでつながっていても、人間関係は希薄になつたのではないか。彼女の過労自殺で、私たちが考えるべきことは一体何だろう。彼女の自殺を、時間が経てば忘れてしまう話題の一つとしてはならない。年約2万4千人にのぼる自殺者を減らせるよう、自殺に及ぶ前に手を差し伸べる社会づくりが必要だ。マスコミにもその一翼を担つて欲しい。

2016-11-08朝日新聞

# 最近の新聞記事から：

過労死や過労自殺が後を絶たない。日本社会にはびこる長時間労働の慣行や残業の常態化、サービス残業が背景にあるのは間違いない。過労死の労災認定の目安は月80時間で、それを超えて残業する正社員がいる企業は2割を上回る。有給休暇の取得率がら割を下回っているのも問題だ。

こうした過重労働の一因に、日本の労働市場の流动性の低さがある。過重労働を強いられても、より良い労働条件を求めて転職する選択肢になかなかたどり着けない。

最近の過労自殺のニュースをきっかけに、日本の働き方

き方の異常さを指摘する海外メディアが増えてきた。英エコノミスト誌は「仕事の成果より会社で過ごす時間や仕事への献身度をはかるかに評価する日本の企業風土の中では、労働慣行を徹底的に改革するのはいつまでもたっても難しいだろう」と指摘した。

さらに辛辣に皮肉る。

「過重労働は日本経済にあまり恩恵をもたらしていない。米国は1時間当たり62ドルの国内総生産を生み出すのに対し、日本はたった39ドルだ。つまり労働者が燃え

## 大機小機

### 働き方改革待ったなし

尽き、ときには過労死するのは、悲劇であると同時に無意味だと。

フランスの調査会社によれば、日本人は仕事に対する意欲が他国に比べて異様に低い。「朝、出社するのが苦痛」「職場環境が刺激的でない」と考える人が多く、「日本人は会社から仕事を押し付けられて、いやいや働いている人が多い」という印象だ」と分析した。

多くの日本人が、仕事で強いストレスを感じ、働く喜びを見いだせないのは深刻な事態である。このままでは日本経済の活性化に不可欠な生産性の向上どころか、産業競争力を維持する

ためには必要な高い付加価値を生み出せない。

あらゆるモノがネットにつながる「I・O・T」、人工知能（A・I）の時代になると、産業構造は大きく変わる。変化についていけない企業は消滅し、働く人が持つスキルは陳腐化してしまう。

企業は、今まで以上に人材のスキルアップを図り、場所と時間を問わない働き方を取り入れていく必要がある。硬直的な労働市場のままでは新しい時代に対応できず、目の前にあるチャンスをつかめない。働き方改革は待ったなしである。

（追分）

# 電通事件について：・電通事件と「電通鬼十則」

## 五、一度取り組んだら「放すな」

### 目的完遂までは殺されても放すな

#### 鬼十訓

- 一、仕事は自分から「創る」べきで与えられるべきではない
- 二、仕事とは先手先手と、能動的に「働きかけ」ていくことで、受け身でやるものではない
- 三、「大きな仕事」と取り組め、小さな仕事は己を小さくする
- 四、「難しい仕事」を組え、そしてこれを成し遂げるどころに進歩がある
- 五、一度取り組んだら「放すな」目的完遂までは殺されても放すな
- 六、周囲を「引きずり回せ」引きずると、引きずられるのとでは、永い間に天地のひらきが生ずる
- 七、常に「計画」をして、長期に亘る計画をもっておれば、忍耐と工夫と、そして正しい努力と希望が生まれる
- 八、何事にも「自信」をもて。自信がないから君の仕事には迫力も粘りも、そして厚みすらもない
- 九、頭は常に「フル回転」八方に気を配って、一分のスキもあつてはならない。サービスとは、そのようなものである
- 十、「摩擦を怖れるな」、摩擦は進歩の母、積極の肥料だ、でないと君は早屈未練的な人間となる

4代目社長吉田秀雄(1951年)による

電通社員、通称「電通マン」の行動規範  
裏十則:5)取り組んだらすぐ放せ。馬鹿にされても放せ、火傷をする前に...。



## 1991年の電通事件：

- ・常軌を逸した長時間労働(3日に1度は徹夜)と上司による悪質ないじめ行為(靴ビール)、：  
入社2年目・24歳男性社員自死
- ・2000年3月、最高裁で遺族側完全勝訴、  
企業は健康配慮義務を負う
- ・その後、出入り口に自動ゲートを設置、  
**深夜0時**以降にゲートを通過すると報告対象に、2割減

川人博弁護士(同事件を担当、また今回の事件も)：

- ・深夜0時まで働くこと自体が異常だが、「何もしないよりは…一步前進」、最近は装置を通らない者も：  
**電通の長時間・深夜労働は「解消されていない」**

(川人博『過労自殺と企業の責任』旬報社、2006年)

## ◎今回のテーマ

# 労働時間と働きすぎについて考える



今の日本の多くの労働者は  
長時間労働の元に置かれていることは  
周知の事実です。

サービス残業・ブラック企業・ブラックバイトという  
言葉の流布はそのことを表しています。  
もっとも悲惨なことは過労死・過労自死です。  
なぜ長時間労働になるのか、  
その実態を知るとともに、  
どうすれば自由な時間を取り戻すことができるかを  
考えます。

# プロローグ



- ・「24時間働けますか」 リゲインCM 1989年

## プロローグ

- ・子供にもリポビタン：「リポビタンJr」

疲れてもがんばれ！ 小中学生：8～14才



このコピーが  
今年9月  
ツイッターで  
話題に

# プロlogue

## ・『出世する人、出世できない人：70の法則』



### 54番目： 出世する人は「残業しまくる」 出世できない人は「定時にさっさと帰る」

出世する人は  
「残業しまくる」  
出世できない人は  
「定時にさっさと帰る」

少し前にビジネス誌の特集を読んでいると、定時でさっさと帰つて残業などをせず、スボーツクラブに行っている人のほうがスマートだ、などと書かれていた。まったくの大ウソである。事実はまるで逆である。残業をやりまくり、上司からのお説には絶対に参加している人のほうが、確実に出世していく。

最近でこそ、「サービス残業をなくそう」などと政府も息巻いているが、本当にそんなことができるのだろうか。残業はイヤだなどと逃げ回るような人が出世できると思っていいのだろうか。

頑張っている人のほうが出世する。これは、ごくごく当たり前の法則である。

テキサス大学のサム・ゴールドは、さまざまな業種の800社、50000名の社員の調査をして昇給、昇進の早い人の特徴を調べているが、なんのことはない出世の早い人は、「仕事の鬼」であることが明らかになつた。彼らは残業しまくり、仕事を家に持ち帰りまくるのである。

頑張らずに、スマートに出世する方法などない。頑張っている人間が、やはり一番報われるのだ。

【定時】きめられた時刻。一定の時刻。【残業】規定の勤務時間を過ぎてからも残って仕事をすること。

# 労働時間問題

- ・労働時間についての研究：

経済学の研究では主要テーマになっていた、  
労働組合も問題意識が希薄である：

過労死裁判では労働組合が協力しない例もある：

「労働時間問題を置き去りにしてきたのは労働運動だけではない。この国の経済学も労働時間について、実生活の重要性にふさわしい位置づけを与えてきたとは言えない」

森岡孝二「日本資本主義分析と労働時間」

(鶴田・長嶋編『マルクス経済学と現代資本主義』2015)

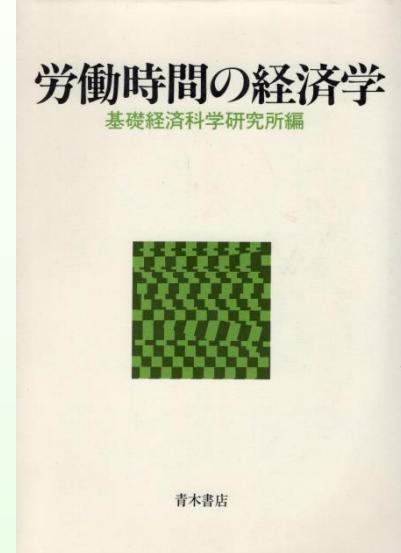


# 労働時間問題を取り上げた本

- これまでの経済学からは例外として：

- 基礎経済科学研究所編

『労働時間の経済学』青木書店  
1987年に出た

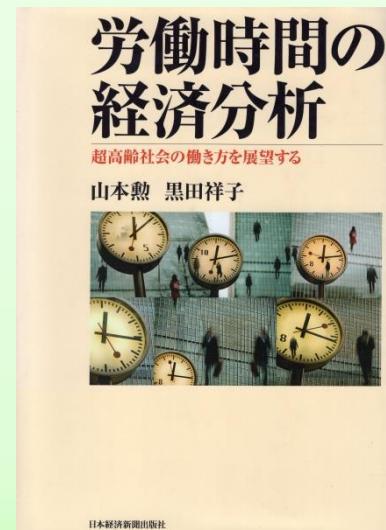


近年のもの：

山本勲・黒田祥子

『労働時間の経済分析』

日本経済新聞社、2014年がある



## 8時間労働制への流れ

※第2回講義で

工場法の歴史で述べている

以下再録：



## 工場法成立の歴史

## 第2回から:再録

イギリス:長時間で不衛生な工場労働への規制



1833年工場法:

繊維産業で、18歳未満を夜間労働禁止、  
一日 **12時間**、9歳から13歳未満は**9時間**に  
制限: **工場監督官**制度導入

※9歳の子供が工場で働くかされていたことに注意、  
18歳以上は労働時間の制限がないことに注意

1844年工場法:

18歳以上の女性を**12時間**、夜間労働を禁止  
※女性を夜間労働に使っていたこと、  
12時間以上働いていたことに注意: 男の規制は無

## 工場法成立の歴史

第2回から:再録

1847年工場法:

子供・女性を一日10時間(一週58時間) →

1853年 10. 5時間(一週60時間)、厳格運用

1864年:

非纖維部門へ拡張、

1867年:

小工場(50人以下)へも適用

1872年:

炭鉱についても少年の坑内10時間制

※ここで事実上、成人労働者も10時間労働に



1866年から「8時間労働法」制定の運動:

19世紀末から20世紀初頭で欧米各国で制定

# 労働時間年表 1802年～1984年まで

## 労働時間年表

〔 〕内の数字は本書の該当ページ

- 1802 英 児童保護法（綿工場の教区徒弟） [71]  
1833 英 工場法（織維工場の児童・少年、監督官制度導入） [71]  
1839 独 児童保護法（ブロイセン、1日10時間） [72]  
1841 仏 児童保護法（児童8時間・少年12時間） [72]  
1844 英 工場法（成人女性にも適用） [71]  
1847 英 10時間法（'50, 10.5時間・週60時間に延長） [71]  
1848 仏 10～11時間法（12時間に延長され死文化） [72]  
1856 豪 建築職人 8時間協約（メルボルン） [73]  
1864 英 工場法拡張法（'67, 仕事場法） [71]  
1866 一 國際労働者協会 8時間制決議 [73]  
1869 独 北独連邦當業法（'78, 改正、監督官制度確立）  
1872 英 鉱山規制法（'87, 改正） [71]  
1873 NZ 婦人 8時間法（'91, 全労働者） [76]  
独 印刷業 10時間協約（'96, 9時間） [80]  
1874 豪 婦人 8時間法（ビクトリア州） [76]  
仏 工場法（児童6時間・少年12時間、監督官制度確立）  
1878 英 工場仕事場統一法（諸立法の整理統合）  
1881 印 工場法（紡績工場のみ） [82]  
1886 米 8時間運動（ヘイマーケット事件） [74]  
1889 一 第二インター メーダー決議（'90, 第1回メーダー） [76・77]  
独 ルール炭鉱スト（坑内8時間制要求） [80]  
英 8時間運動（ロンドン・ガス・ドック・ストライキ） [75]  
1891 独 帝国営業法（少年7時間・女性9時間） [80]  
1892 米 連邦公務員 8時間法（1903, 合憲判決） [75]  
仏 工場法改正（少年10～11時間・女性11時間） [79]  
1897 露 労働時間法（全労働者・平日11.5時間） [81]  
1898 米 澄青炭鉱 8時間協約（1916, 無煙炭鉱） [78]  
日 工場法制定運動（労働組合期成会の法案修正要求） [82]  
1900 一 國際労働立法協会設立 [83]  
仏 労働時間法（一部の男性を含み11時間、'04, 10時間） [79]  
独 ファイス工場 8時間制 [80]

## 基礎研 『労働時間の経済学』 巻末1～3から

# 労働時間年表

# 1802年～1984年まで

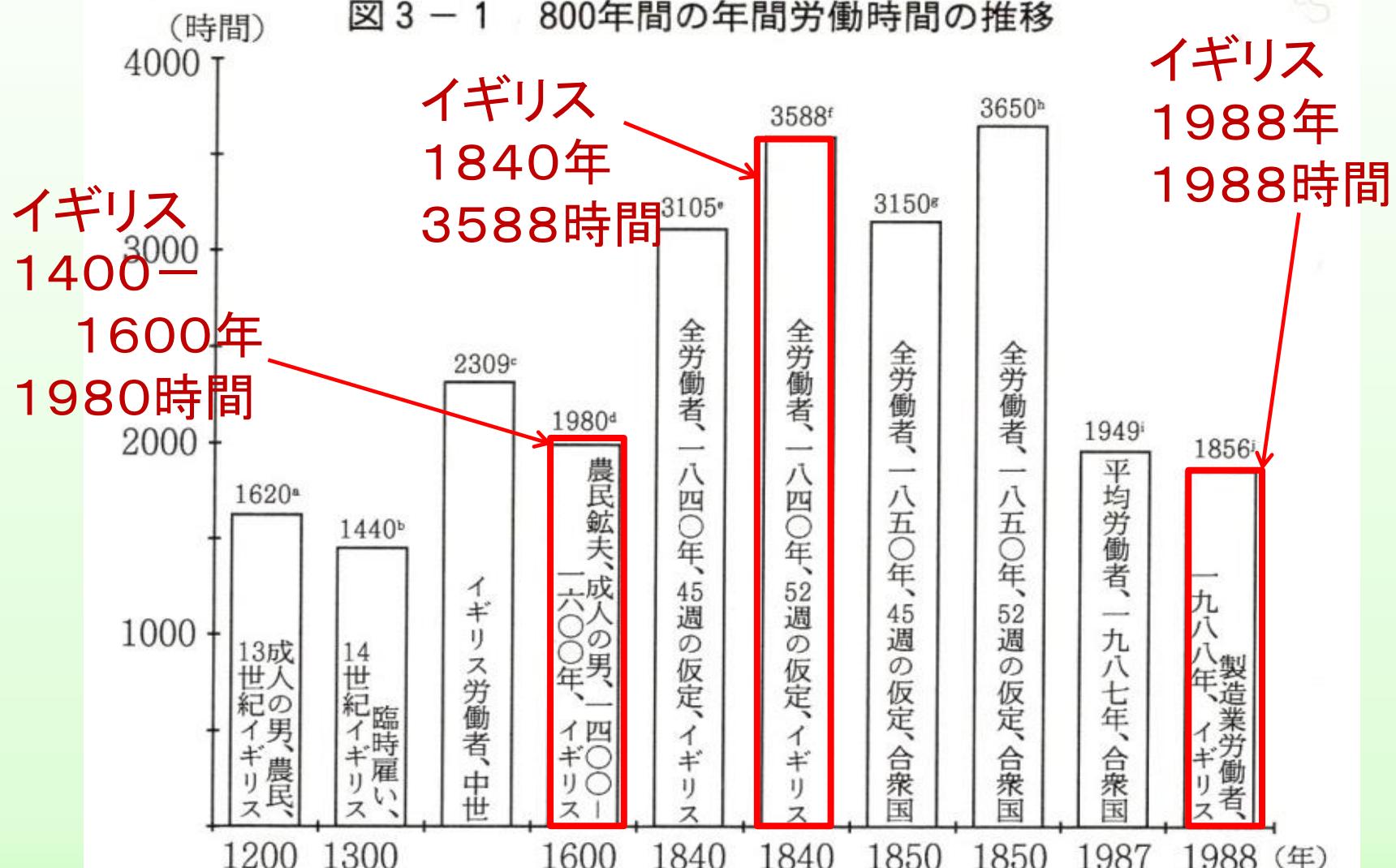
- 1901 英 工場仕事場統一法（織維工場・週55.5時間） [79]  
 1902 伊 婦人児童保護法（少年11時間・女性12時間。'07, 改正）  
 1905 仏 炭鉱 8時間法（'10, 全面施行） [79]  
 独 改正鉱業法（坑口8.5時間制） [80]  
 1906 一 ベルン国際労働条約（女性深夜業・黄燐マッチ禁止） [83]  
 1908 英 炭鉱 8時間法（坑内） [79]  
 米 婦人保護法合憲判決（オレゴン州 10時間法） [78]  
 1911 日 工場法（少年・女性11～13時間。'16, 施行） [82]  
 1914 米 フォード工場 8時間制 [78]  
 1916 米 鉄道 8時間連邦法（州際鉄道） [85]  
 1917 露 8時間制布告（'18, 労働法典。'22, 改正） [84-5・89-90]  
 1918 独 8時間法（全労働者。'23, 改正。10時間まで延長可） [85・88]  
 1919 仏 8時間法（全労働者・週48時間） [85・88]  
 一 國際労働機関=ILO 設立 [87]  
 一 ILO 8時間条約（工業労働者） [87・89]  
 英 鉄道 48時間制実施 [85]  
 英 炭鉱法（坑内7時間） [85]  
 独 ルール炭鉱ゼネスト（坑口7時間制獲得） [87]  
 日 8時間運動（川崎造船所 8時間制） [86]  
 1920 日 第1回メーデー（'36, 禁止） [86]  
 1923 日 工場法改正（少年・女性10時間。'26, 施行。'29, 深夜業禁止） [89]  
 伊 労働時間法令（全労働者・週48時間）  
 1924 独 ルール炭鉱ゼネスト（敗北。8時間制復活） [88]  
 1926 英 炭鉱ゼネスト（敗北。8時間制復活） [88]  
 1928 ソ 7時間制移行（'32, 完了） [90]  
 1933 米 NIRA 産業コード（'35, 違憲判決） [91]  
 1934 伊 40時間全国協約（'37, 法制化。'40, 停止） [93]  
 独 労働時間法（'38, 改正）・国民労働規制法 [92-3・196]  
 1935 一 ILO 40時間条約（原則的宣言） [91]  
 1936 一 ILO 有給休暇条約（年6日） [21・91]  
 仏 40時間法・有給休暇法（'38, 延長緩和） [93・167]  
 米 公共契約法（1日8時間・週40時間基準） [91-2]  
 1937 英 工場法改正（少年・女性・1日9時間・週48時間） [91]  
 1938 米 公正労働基準法（週40時間基準。'40, 全面施行） [92]  
 英 有給休暇法（年1週間） [91]  
 1940 ソ 8時間制復活（戦時措置） [94]

- 1943 日 工場法戦時特例（時間規制撤廃） [94]  
 1947 日 労働基準法（'52, '54, '85, 一部改正） [101-6・134]  
 伊 憲法（週休・年休権を明記）  
 1954 一 ILO 有給休暇勧告（年2労働週） [21]  
 1955 豪 長期勤続休暇法（ニューサウスウェールズ州。20年以上・3ヶ月）  
 1956 仏 有給休暇法（年3労働週。'69, 4労働週） [178]  
 1957 ソ 7時間制再移行（'60, 完了）  
 1960 西独 金属産業 40時間・週休2日協約（'67, 實施） [196]  
 1961 英 工場法改正（少年・女性・1日9～10時間・週44～48時間）  
 1962 一 ILO 時間短縮勧告（週40時間） [21]  
 1963 独 最低保休暇法（年15～18日）  
 1966 米 公正労働基準法改正（公立学校・病院にも適用。'74, 全公務員に適用）  
 1968 仏 グルネル協約（週40時間の漸次的実施） [166-7]  
 1970 一 ILO 有給休暇条約（年3労働週） [21-2]  
 1979 英 金属産業 39時間協約（'82, 實施）  
 1982 仏 労働時間政令（週39時間・年休5労働週） [22・174-80]  
 1983 伊 公務員労働法（週36時間原則）  
 1984 西独 金属・印刷業 38.5時間協約（'85, 實施） [22・203-4・208]

（坂本悠一 作成）

# 800年間の年間労働時間の推移

図 3－1 800年間の年間労働時間の推移



# アメリカの労働時間

表 2－1 有給雇用労働者の年間労働時間（時間）

	1969年	1987年	変化
			1969－87年
全労働力	1786	1949	163
男性	2054	2152	98
女性	1406	1711	305

18年間で  
1か月分  
余計に  
働いている

〔出所〕 著者の推計、詳細は付論を参照。

〔注〕 労働力人口は常用労働者のみをさす。

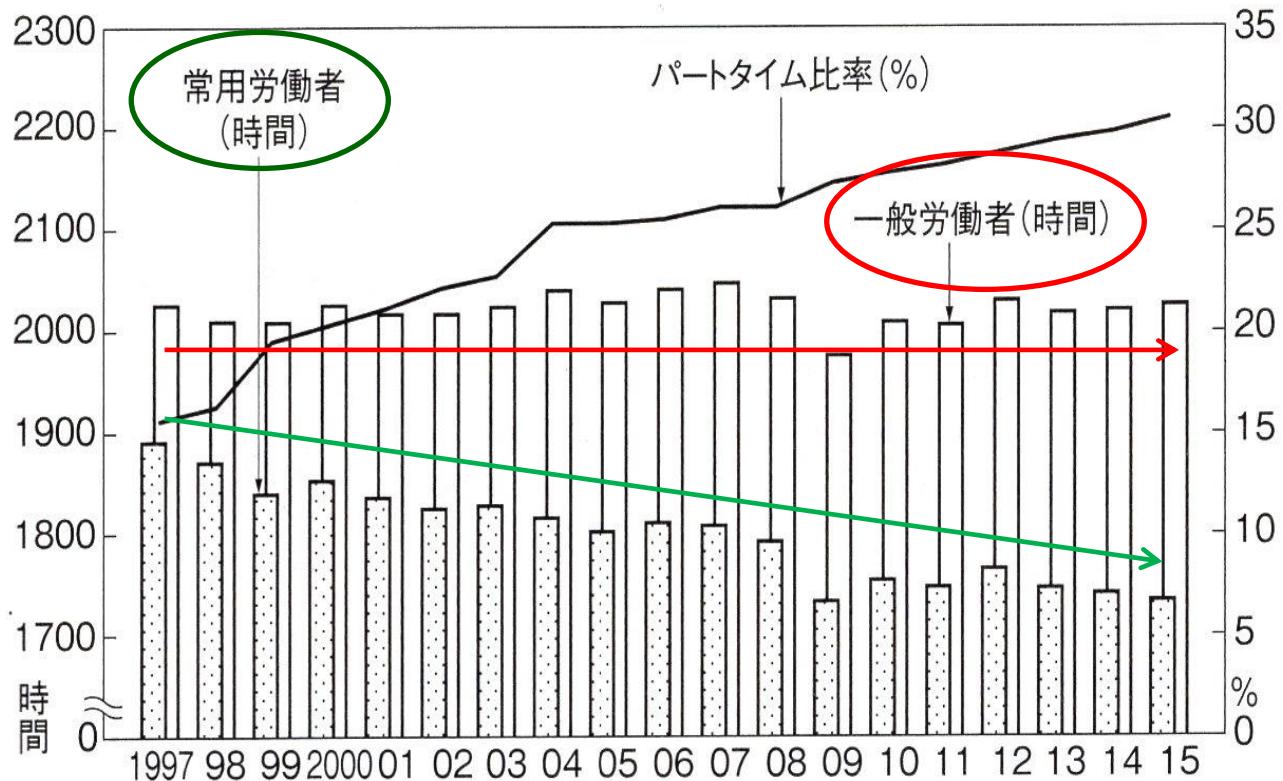
# 日本の労働時間とは？

毎月勤労統計によると！！



# 日本の長時間労働の実態

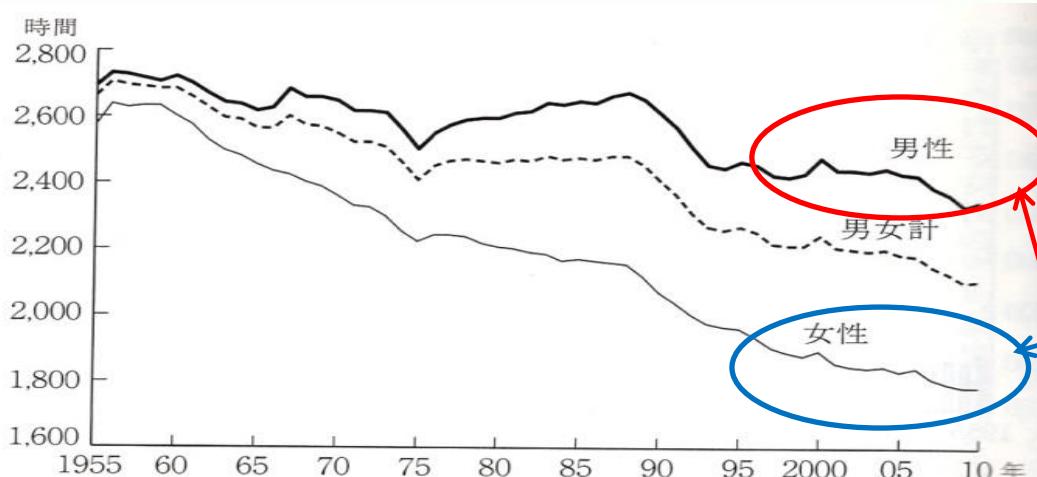
図 5-12 年間労働時間の推移（事業所規模 5 人以上）



厚生労働省「毎月勤労統計調査」による。常用労働者はパートタイム労働者を含む。  
一般労働者はフルタイムで働く労働者。調査産業計。表5-9、10の脚注参照。

常用労働者では  
1800時間  
を切るが  
一般労働者では  
2000時間  
のまま  
減少は  
パートタイムの  
増加の結果

# 日本の長時間労働の実態

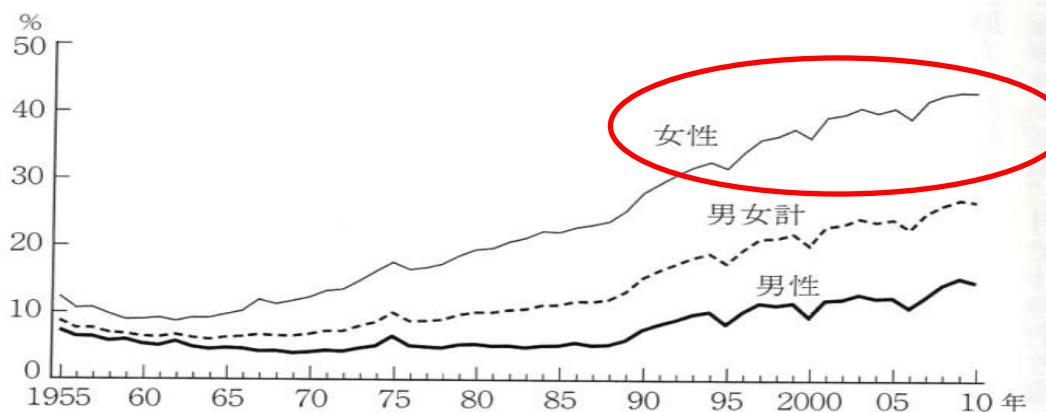


(出所) 総務省「労働力調査」時系列データ、非農林雇用者の就業時間。  
(注) 年間労働時間は週労働時間を 52 倍して求めた。

図 2-5 労働時間の長期的推移

女性は、  
急激に2600時間から  
1800時間に下がるが、  
男性は、  
2700時間から  
2400時間へ、  
格差600時間

特に女性で  
パートタイムが増加

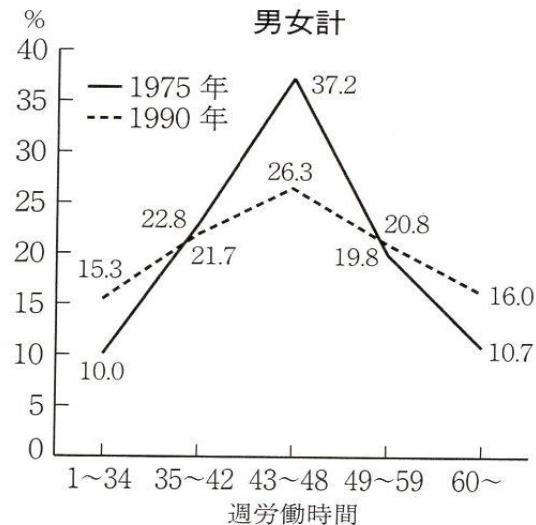


(出所) 図 2-5 に同じ。  
(注) パートタイム労働者は週 35 時間未満の短時間労働者を指す。

図 2-6 パートタイム労働者の増加傾向

森岡孝二『過労死は何を告発しているのか』より

# 日本の長時間労働の実態



(出所) 表 3-1 に同じ。

図 2-1 週労働時間別雇用者数の推移(男女計)

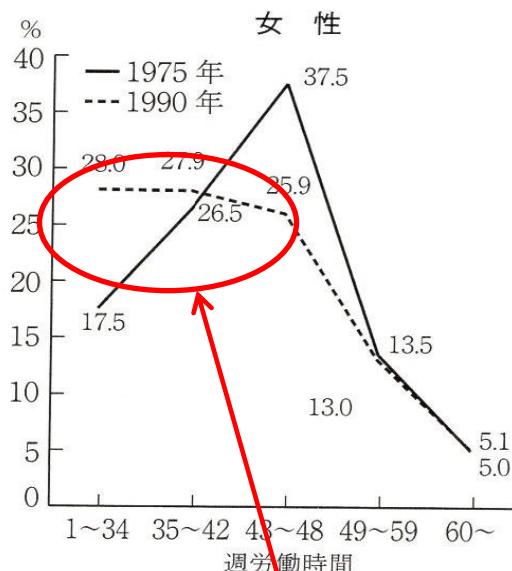


図 2-3 同(女性)

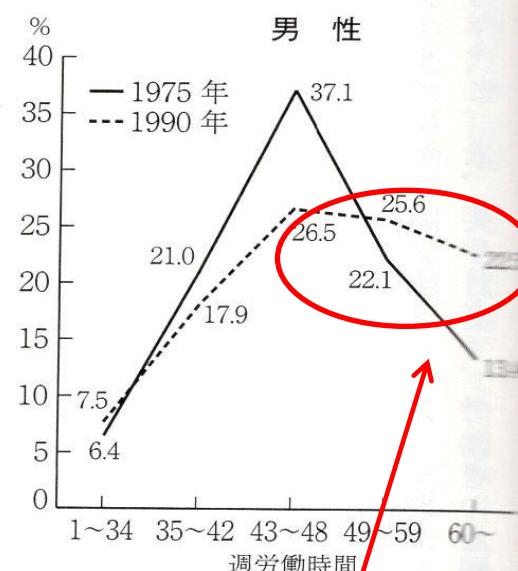


図 2-2 同(男性)

正社員、特に男性は  
1日10時間以上、週50時間以上  
働いている  
(社会生活基本調査)

週の労働時間で、  
男性は長時間労働へ、  
女性は短時間労働へ  
と二極に分解している

# 日本の長時間労働の実態

表 2-6 男性正社員の年齢別・労働時間別割合

年 齢	週 平 均 労 働 時 間	40 時 間 未 満	40~49	50~59	60~69	70 時 間 以 上
24 歳以下	53.33 時間	13.2%	33.3%	23.3%	16.7%	13.3%
25~29	55.92	9.6	20.8	31.3	27.5	10.8
30~34	57.11	6.7	17.7	36.8	24.1	13.9
35~39	56.05	10.1	21.4	33.5	17.9	17.1
40~44	56.46	7.0	24.4	31.4	20.3	16.3
45~49	54.76	8.3	25.0	36.9	17.9	10.7
50 歳以上	53.00	17.5	27.5	30.0	7.5	17.5

(出所) 『日経ビジネスアソシエ』2006年5月16日号。

(注) 正社員の同誌読者1000人を対象としたアンケート調査結果。

男性正社員

週平均で  
53時間以上  
働く、  
20代後半か  
ら30代前半：  
4割近くが  
60時間以上  
働く

# 日本の長時間労働の実態

表 2-2 在社時間の日独比較

(単位:人, %)

在社時間	日本	ドイツ
14 時間台	3 (6.5)	
13 時間台	2 (4.3)	
12 時間台	12 (26.1)	
11 時間台	14 (30.4)	
10 時間台	5 (10.9)	
9 時間台	10 (21.7)	12 (42.9)
8 時間台		15 (53.6)
7 時間台		1 (3.6)
計	46	28
平均	11 時間 15 分	8 時間 36 分

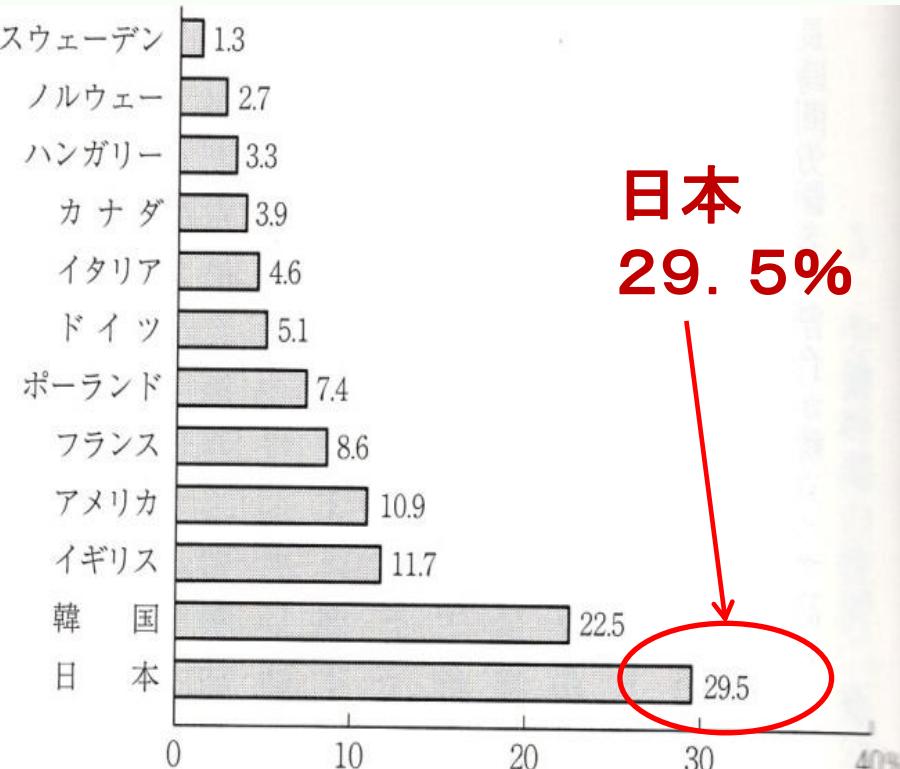
(出所) 全金同盟「機械金属労働者の生活時間比較調査」労働調査協議会『労働調査』第 269 号, 1991 年 2 月。

(注 1) 日独の機械金属工業に働く労働組合員各 50 を対象とした調査。

(注 2) ドイツは調査時点では西ドイツ。

(注 3) ( )内は日独それぞれの全体に占める割合

日本:  
9~14時間台



(出所) OECD, Better life index, 2010 (Work-Life Balance in Detail by Country).

図 2-4 週 50 時間以上働く労働者の割合

在社時間の比較

週 50 時間以上働く割合

# 日本の長時間労働の実態



日本の夫と妻の労働時間：家事労働時間は

男性・夫の家事労働時間：1日たった**37分**

妻の雇用労働週**31.4時間**

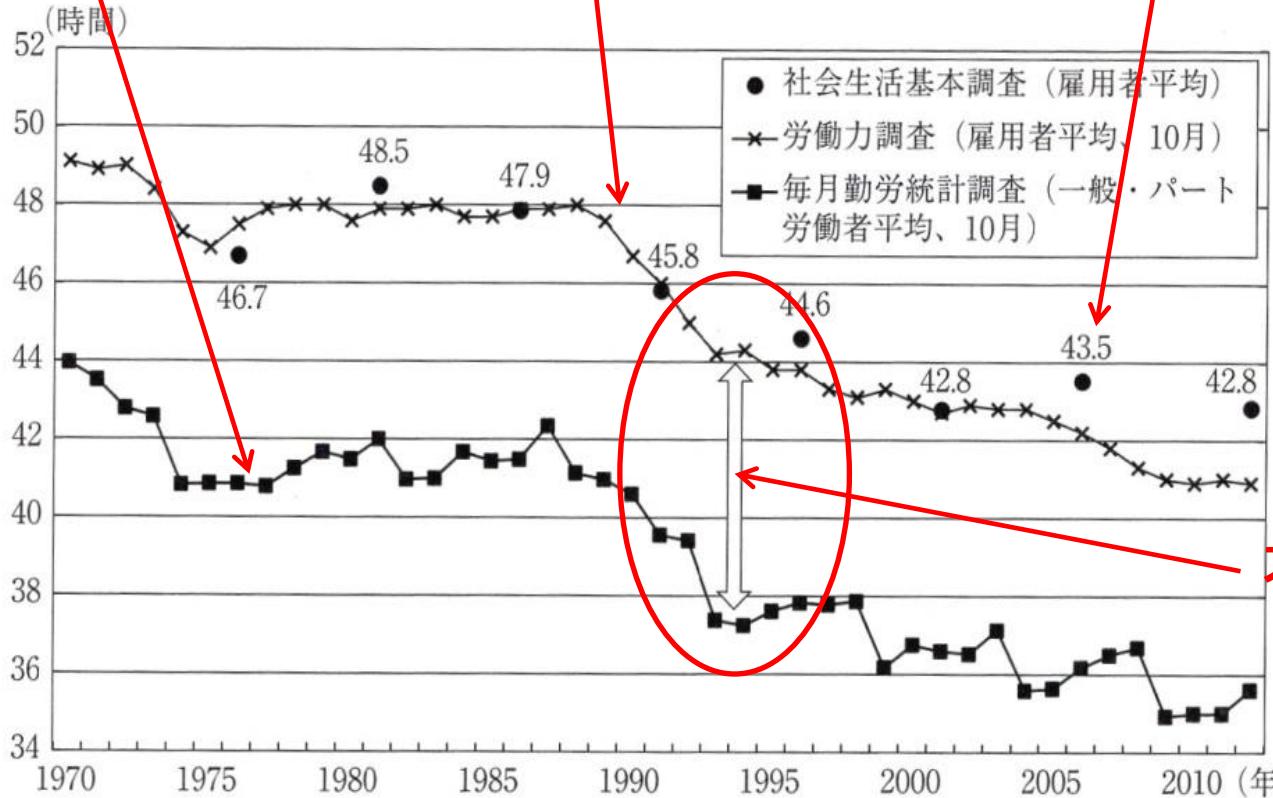
家事労働時間**29.5時間** 合計**60.9時間**

夫は育児・家事労働から逃げて、  
生活時間のほとんどすべてを会社に捧げ、  
長時間労働も拒まず、過労死の不安と背中合わせで、  
会社人間として猛烈に働く一方、  
妻は共働きの場合も家事労働をほとんど一手で  
引き受けている。

# 統計による労働時間算出の違い

毎月勤労統計 < 労働力調査 = 社会生活基本調査

図 1-2 雇用者 1 人当たり週労働時間の推移



出所) 『社会生活基本調査』、『労働力調査』(総務省統計局)、『毎月勤労統計調査』(厚生労働省)

# 不払い賃金：サービス残業による不払い賃金の金額 1992年

表 5-6 実質残業賃金、不払残業賃金等の試算（常用労働者、1992年）

年間総実労働時間 = 週44.4時間 × 52週 = 2309時間

年間所定内労働時間 = 月間154.7時間 × 12か月 = 1856時間

年間残業時間 = 2309時間 - 1856時間 = 453時間

月間残業時間 = 453時間 ÷ 12か月 = 37.75時間

年間支払残業時間 = 月間10.5時間 × 12か月 = 126時間

年間不払残業時間 = 453時間 - 126時間 = 327時間

月間支払残業額 = 1万8226円

時間当たり支払残業賃金 = 1万8226円 ÷ 10.5時間 = 1736円

時間当たり実質残業賃金 = 月間支払残業1万8226円 ÷ 月間残業時間37.75 = 483円

一人当たり年間不払賃金 = 年間不払残業327時間 × 1736円 = 56万7672円

一般労働者年間不払賃金総額（常用労働者総数4089万人）=

56万7672円 × 4089万人 = 23兆2121億円

一人年間で  
56万円 4000万人  
1年間で  
23兆円

(注) 数字は最下欄を除きすべて1人当たり。

(出所) 年間総実労働時間は『労働力調査』、他の数字は『毎月勤労統計調査』からとった。

# 不払い賃金: サービス残業による不払い賃金の金額

## 2012年

表 3-2 賃金不払残業の規模に関する試算(2012 年)

A	年間実労働時間	2,361 時間	「労調」正規労働者週労働時間 ×52 週
B	年間支払労働時間	2,030 時間	「毎勤」一般労働者月実労働時間 ×12 月
C	年間所定労働時間	1,870 時間	「毎勤」一般労働者月所定内労働 時間 ×12 月
D	年間実残業時間	491 時間	A-C
E	年間支払残業時間	160 時間	「毎勤」月所定外労働時間 ×12 月
F	年間不払残業時間	331 時間	D-E
G	1 時間当たり賃金	1,950 円	「毎勤」所定内給与 ／「毎勤」所定内時間
H	年間不払賃金	80 万 6,813 円	F × G × 1.25
I	年間残業不払総額	26 兆 4,958 億円	H × 「労調」正規労働者 3,284 万人
J	年間不払残業総 時間	108 億 7,004 万 時間	F × 「労調」正規労働者 3,284 万人
K	不払残業解消雇 用創出量	535 万人	J / B

一人年間で  
80万円

3200万人  
1年間で  
26兆円

(出所) 「労働力調査」および「毎月勤労統計調査」の 2012 年平均結果から  
推計。

(注 1) 実労働時間は「労調」の非農林業雇用者の一般常雇いのデータから  
取った。

(注 2) 賃金支払労働時間、所定内労働時間、賃金支払残業時間は「毎勤」  
の一般労働者(規模 5 人以上)のデータから取った。不払い残業賃金は 25  
% の割増率で計算した。

# 日本の長時間労働の実態

精神的ストレス  
59.6%

表 5-3 従業員からみた職場の変化 (単位: %)

精神的ストレスを訴える社員が増加した	59.6
仕事のできる人に仕事が集中するようになった	55.6
自分の業績達成を意識するようになった	47.4
進捗管理が厳しくなった	41.6
残業が増えるなど、労働時間が増加した	41.2
自己都合で離職する社員が増加した	39.6
新しい課題に取り組む意欲が高まった	33.1
部門を越えた社員間のコミュニケーションが活発になった	27.9
若年層の育成に手が回らなくなった	27.1
仕事の進め方において社員の裁量が増大した	26.4
社内における意思決定のスピードが上がった	25.4
職場で協力し合う雰囲気がなくなった	19.3
社員の間での競争意識が高まった	15.3

(出所) 「労働政策研究報告書」No.61, 2006年6月

(注) 調査時点までの3年間の変化。比率の高い順に並び変えた。

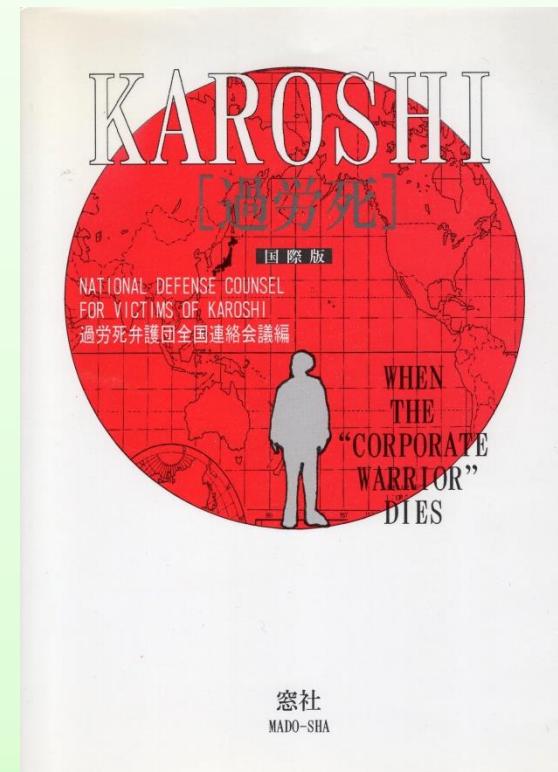
# 日本の「過労死」が、世界の「Karoshi」用語に

**Karoshi** = [過労死] : when the "corporate warrior" dies

[ed. by] National Defense Counsel for Victims of Karoshi

Tokyo : 窓社 (Mado-sha) 1991

**KAROSHI**「過労死」：  
経済大国ニッポンの  
もう一つの真実!  
過労死弁護団全国連絡会議編  
東京 : 窓社 1991



※英語版と日本語版が出版される



## 過労死ライン

- ・年間3000時間が過労死ライン
- ・1ヶ月の過労死ラインは時間外労働が、発病2ヶ月間・6ヶ月間に月80時間以上発病前1か月間に月100時間以上

# 過労死110番全国集計：1988～2009年

表序-2 過労死110番全国集計結果  
(1988.6.18～2009.5.31)

合計相談件数	9,260	
労災補償相談	5,390	58.2%
うち死亡事案	3,441	(63.8)
働きすぎ・予防相談	2,855	30.8
その他の事案(不明含む)	1,015	11.0
労災補償と予防相談の合計 8,245 件の内訳		
相談者の属性	8,245	
本人	1,515	18.4%
妻	3,075	37.3
その他親族(夫を含む)	1,989	24.1
労働組合	81	1.0
その他・不明	1,585	19.2
相談者(当該労働者)の年齢	8,245	
30歳未満	815	9.9
30～39歳	1,311	15.9
40～49歳	1,687	20.5
50～59歳	1,603	19.4
60歳以上	371	4.5
不明	2,458	29.8
労災補償相談者(当該労働者)5,390件の性別		
男性	4,513	83.70%
女性	350	6.50
不明	527	9.80

(出所) 「過労死110番全国ネット」ホームページ。

相談件数：  
9,260件  
(～2013年：  
1万0671件)

相談者：  
妻： 37.3%  
本人： 18.4%  
労働組合： 1.0%

# 過労死・過労自殺の労災請求件数

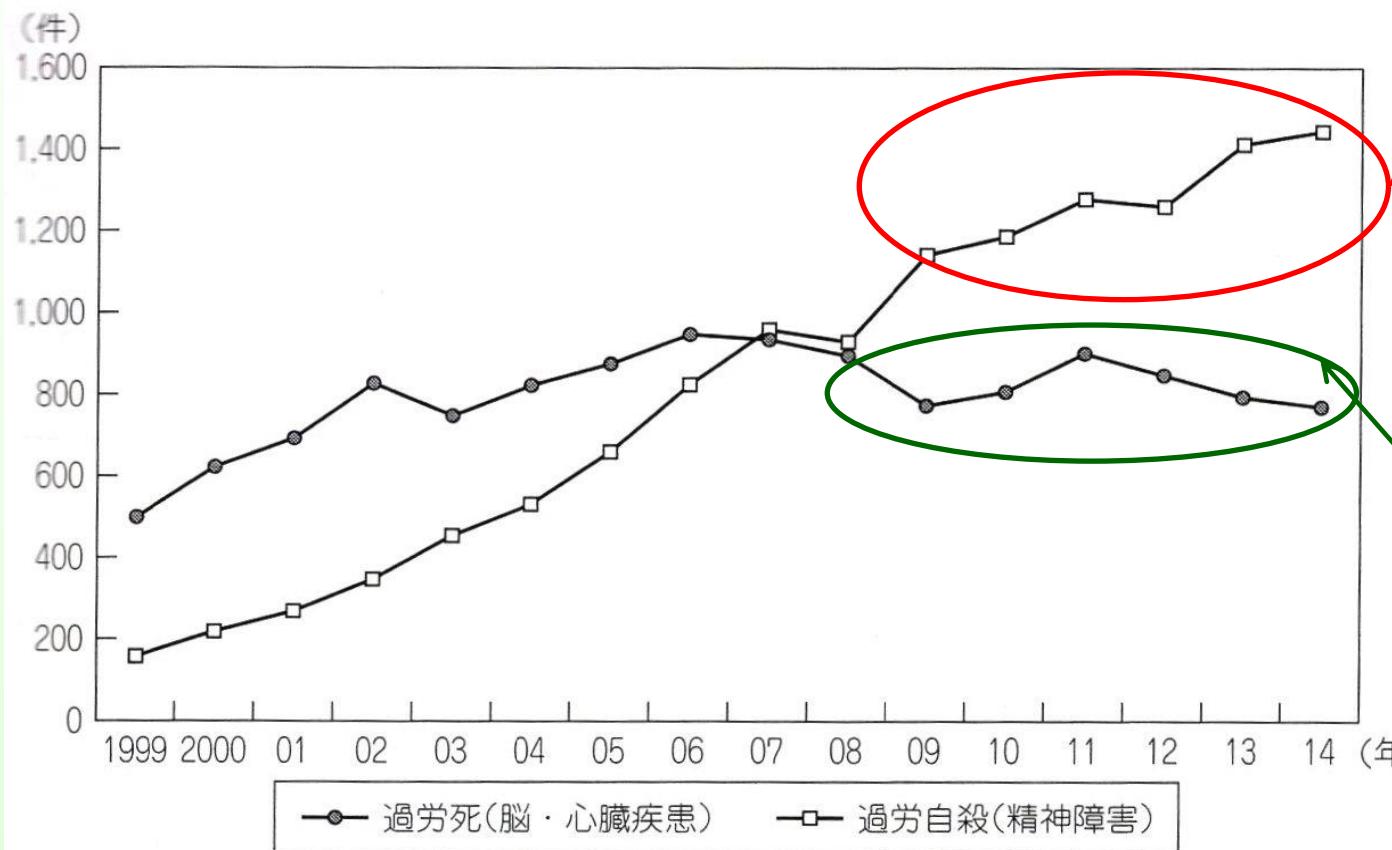


図 1-1-1 過労死・過労自殺の労災請求件数の推移

(出所) 厚生労働省「脳・心臓疾患と精神障害等にかかる労災補償状況」。

(注) 脳・心臓疾患と精神障害は各年度の死亡事案以外を含む労災請求件数を示す。

過労自殺は  
急激に伸び  
る:  
1400件

過労死は  
800件前後  
で  
高止まり

# 若者に多発する過労自死： 2010～2014年度

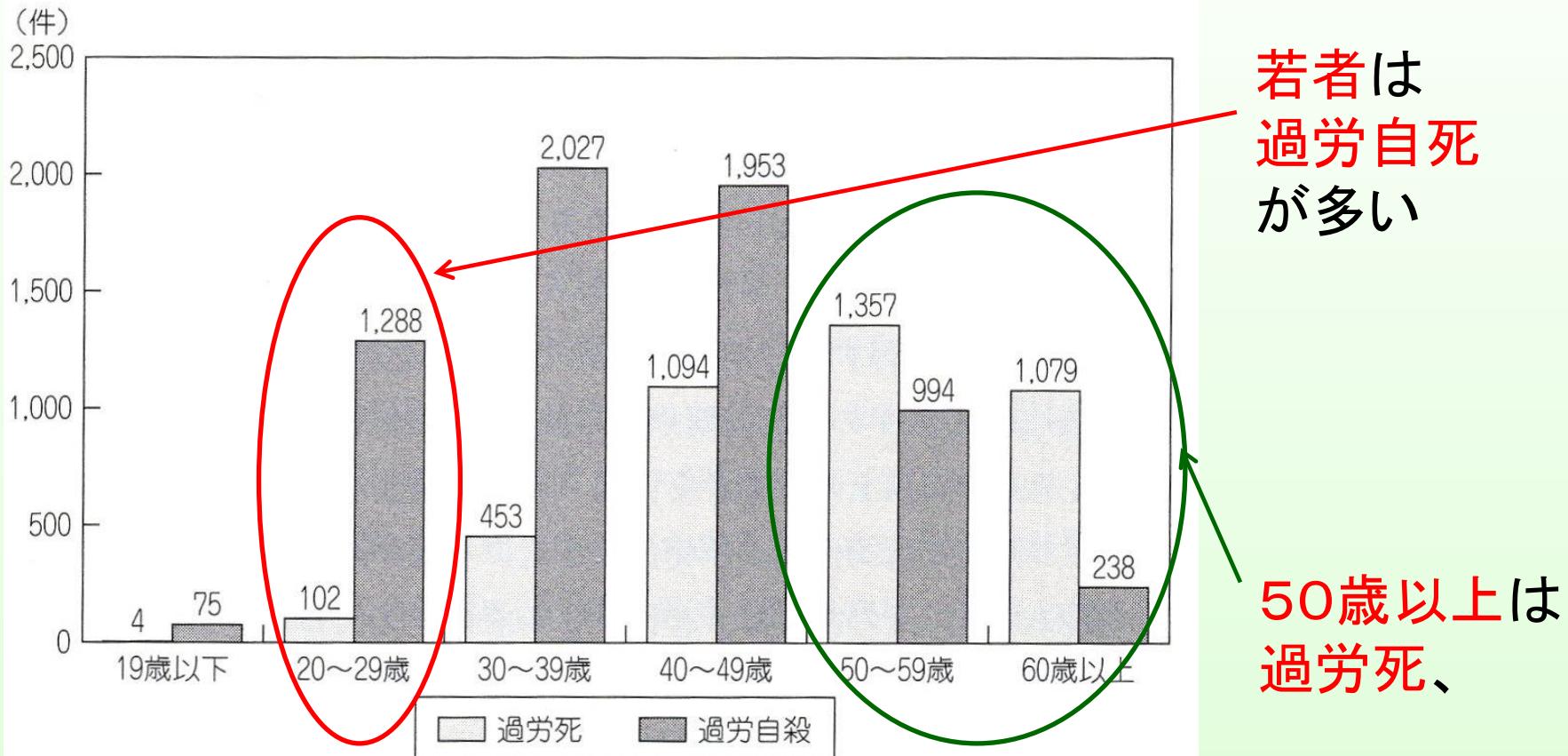


図 1-1-2 若年層に多発する過労自死

(出所) 図 1-1-1 と同じ。

(注) 数字は2010～2014年度の労災請求件数、死亡事案以外を含む。

# 「ふつう」になっている「ふつうでない」働き方

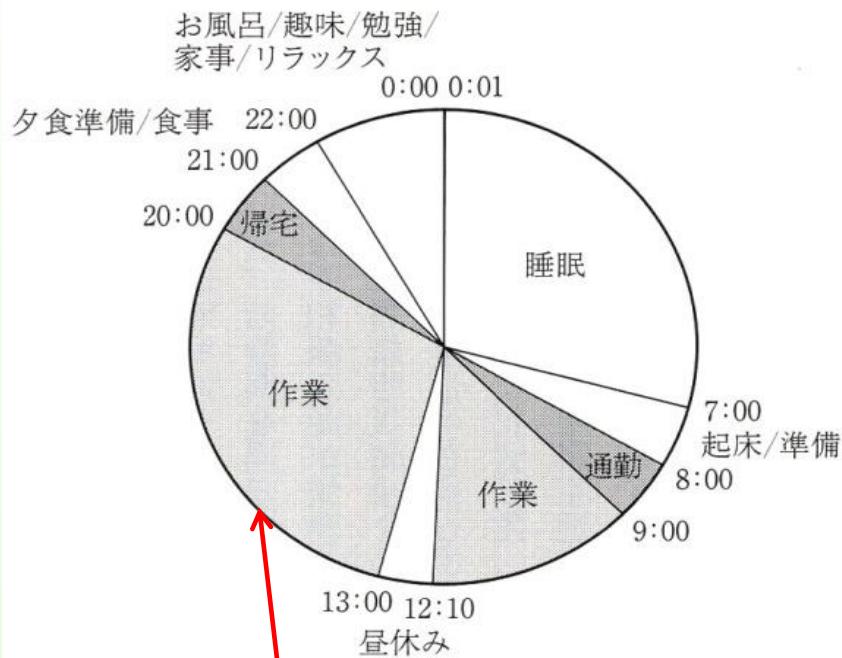


図 6-6 富士通 SSL 新入社員の平均的な一日

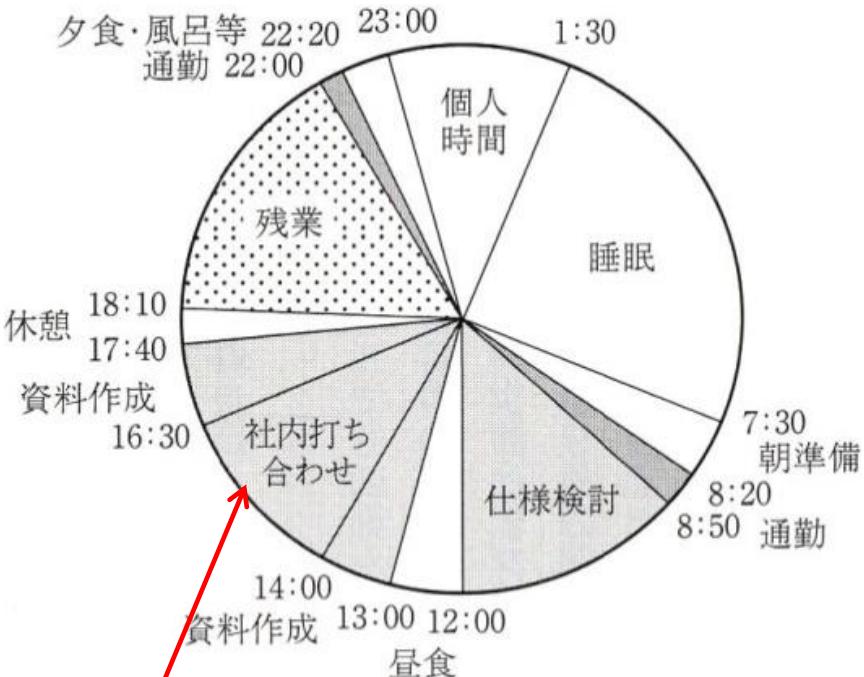


図 6-7 富士通 SSL 先輩社員の働き方の推奨例

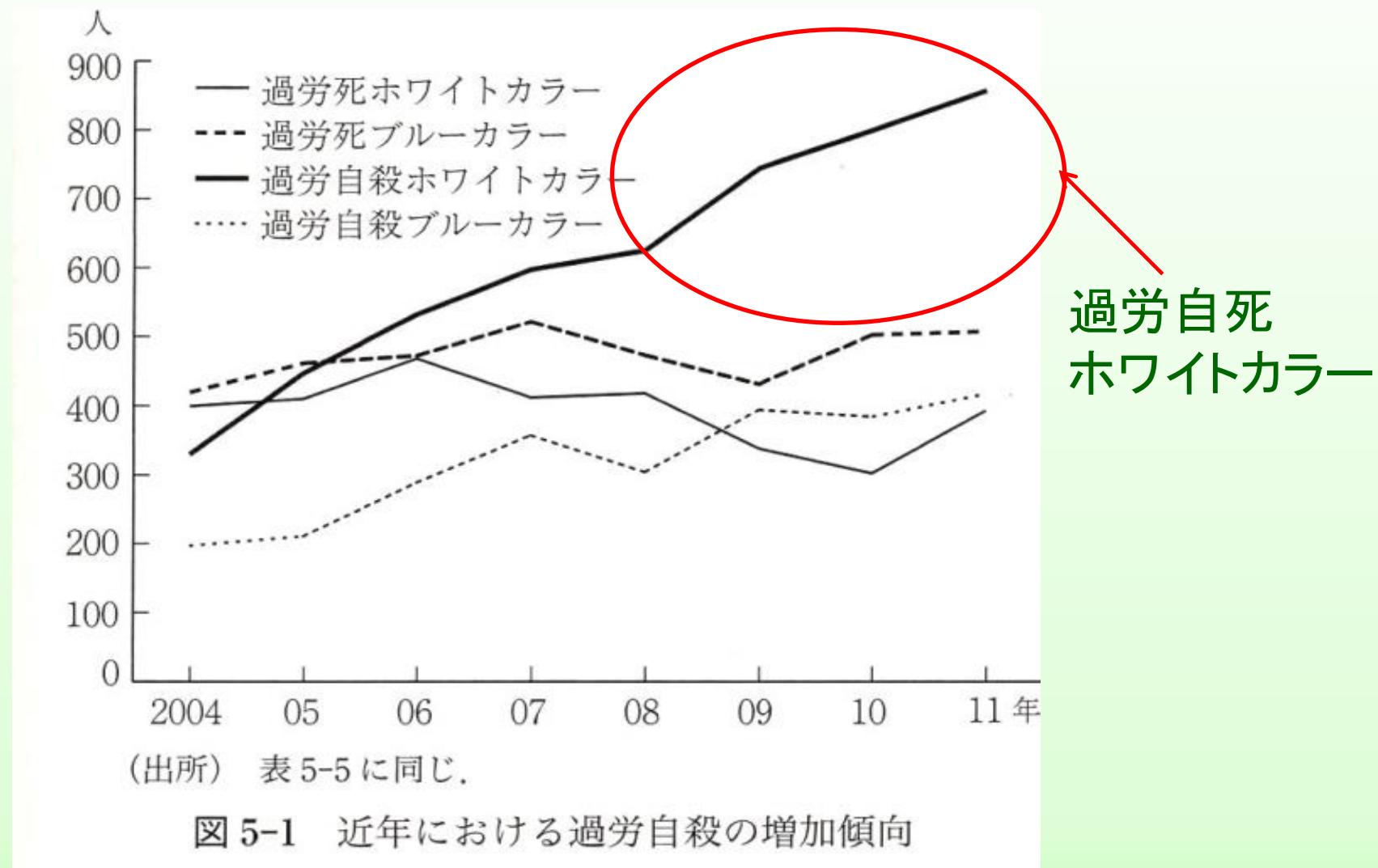
新人: 朝9時から夜8時まで作業:

先輩: 朝8時50分から夜10時まで11時間40分働く

一日12時間近くの労働: 同期入社74人のうち12人: 6人に一人がメンタル不調で退職・休職になっている

森岡孝二『過労死は何を告発しているのか』より

## ホワイトカラーで増加



森岡孝二『過労死は何を告発しているのか』より

# 平岡事件：過労死110番で最初に過労死認定

表 4-3 平岡メモ

1/23 中村労働大臣  
労働省  
真の問題  
週 48H を 40H へ  
48 時間(63.4 より実施したい)  
椿本 66H が現実

有給必ずしも消化していないのが現実  
労使相互の話し合いで

平均労働時間  
週66時間

超長時間労働、  
年間3663時間

問題は36協定

# 平岡事件：椿本精工の36協定書

事業の種類	事業の名称			事業の所在地		
機械器具製造業	椿本精工			奈良県生駒郡吉野町大字足尾一十九番地		
時間外労働させる必要のある 具体的な事由	業務の種類	労働者数	所定 労働時間	1日について延長することができる時間 までの労働時間	一日の期間につける 延長労働時間が	期間
各種合理化を実施しているが、人手と必要な工程が多く時間外労働しなければならない。 消防署について法定限界内の時間外労働が許可である。	機械、電気、製造、技術、販売、販路、その他、製造工場全部	418 72 490	8時間	女子 ————— 5時間 但し女子の場合は午後工程の場合は機械の修理、保全等により15時間以内の時間外労働をさせることは認められる。 女子 ————— 2時間	男子 1週/15時間 女子 1週/6時間	昭和 62年3月1日 63年2月29日
休日労働が必要となる場合の事由	業務の種類	労働者数	所定時間	労働をさせることができる休日並びに 如きを除く冬期の休日	期間	
年間外労働でまとめての場合は休日労働で補充して行く必要がある。	女子年少者を除く、全職種	418	日曜日	日曜日 8時 ————— 17時 但しもの生産工程の状況により 8時 以前 17時 以後 以後の休日労働をさせることは認められない。	日曜日 8時 ————— 17時 62年3月1日 63年2月29日	

協定成立年月日

葛成労働基準監督署長殿

昭和62年3月3日

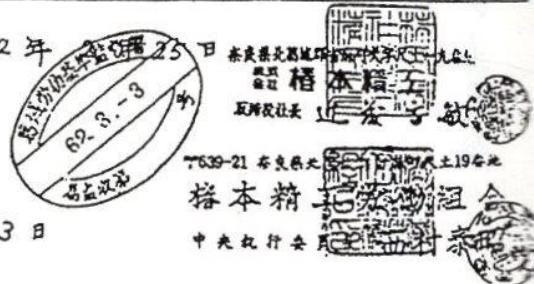


図 4-2 椿本精工の36協定(1987年3月)

問題は36協定

生産等の都合で  
残業を  
15時間まで時間  
延長可能

24時間働かせ  
ることができる

青天井へ

森岡孝二『過労死は何を告発しているのか』より

# 36協定とは



## 労働基準法36条：通称：36協定

労使協定をし、行政官庁に届け出た場合においては、(32条、35条の規定にかかわらず)、その協定に定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

同32条：労働時間：1日8時間、1週40時間

同35条：休日：毎週1日か、4週4日以上

問題点：協定によっては青天井になる

# 36協定の問題

表終-2 36協定における  
延長時間の限度

期間	限度時間
1週間	15時間
2週間	27
4週間	43
1箇月	45
2箇月	81
3箇月	120
1年間	360

(出所) 労働省告示 154号.  
1998年10月28日.

延長時価の限度

法的拘束力なく  
行政指導上の  
努力基準

# 大企業の36協定概要

表終-4 日本経団連 2008年会長・副会長企業の36協定の概要

企業名	協定成立日	延長することができる最大時間				過半数代表者
		1日	1か月	3か月	1年	
キヤノン	08.8.29	15時間	90時間	—	1,080時間	労働組合
トヨタ自動車	08.8.24	8	80	—	720	労働組合
新日本製鐵	08.3.6	8	100	—	700	労働組合
新日本石油	08.3.31	—	100	—	480	労働組合
三菱商事	08.3.26	5	43	—	360	労働組合
パナソニック	08.3.31	13時間45分	100	—	841	労働組合
第一生命	08.3.26	—	45	—	360	判断不能
三井物産	08.3.26	12時間45分	120	—	920	労働組合
東レ	08.9.29	—	160	—	1,600	労働組合
みずほFG	08.8.31	11	90	—	900	従業員代表
日立製作所	08.3.26	13	—	400時間	960	労働組合
三菱重工業	08.3.31	13時間30分	—	240	720	労働組合
野村H	08.3.21	8	104	—	360	従業員代表
全日本空輸	08.3.31	7	30	—	320	労働組合
三井不動産	08.3.31	4時間30分	90	—	360	労働組合
東京電力	08.9.26	12時間10分	100	—	390	労働組合

(出所) 株主オンブズマンの情報公開請求により所轄労働局から公開された36協定。

(注1) 同一企業でも事業や業務の種類が異なる場合は、延長時間の長いほうを示した。

(注2) 野村Hの1か月104時間は、週24時間を年間26回を1か月4.35週で換算した。

延長時間の限度

(努力基準)

を超える

最大時間の協定

〈経団連企業〉

・キヤノン

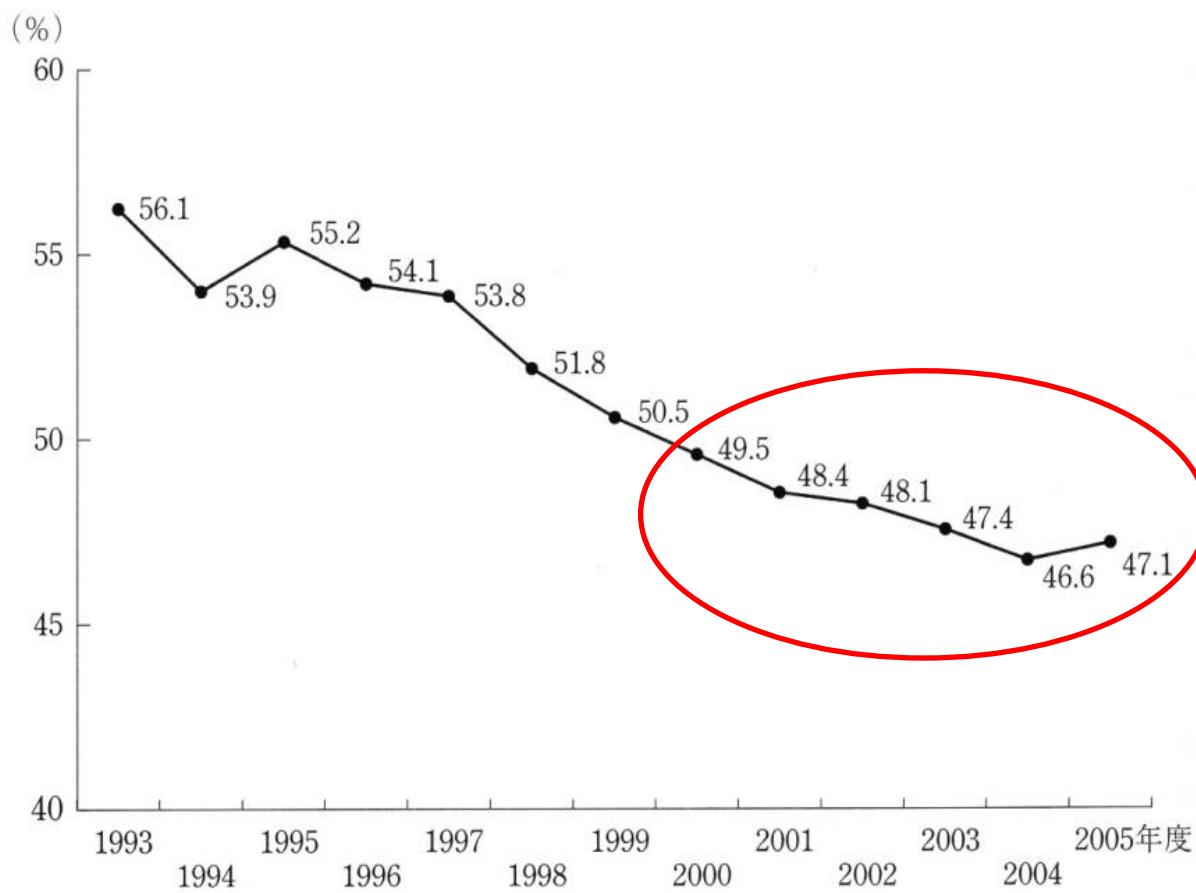
・トヨタ

・新日鉄 等々

※労働組合が  
合意している  
ことに注意

# 有給休暇の取得率

図 1-3 年次有給休暇取得率の推移



(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)。

半分の日数も  
取得していない

2014年：  
付与日数  
平均18.5日  
取得日数 9日  
取得率48.8%

正社員の16.4%  
は1年間年休を  
まったく取得せず

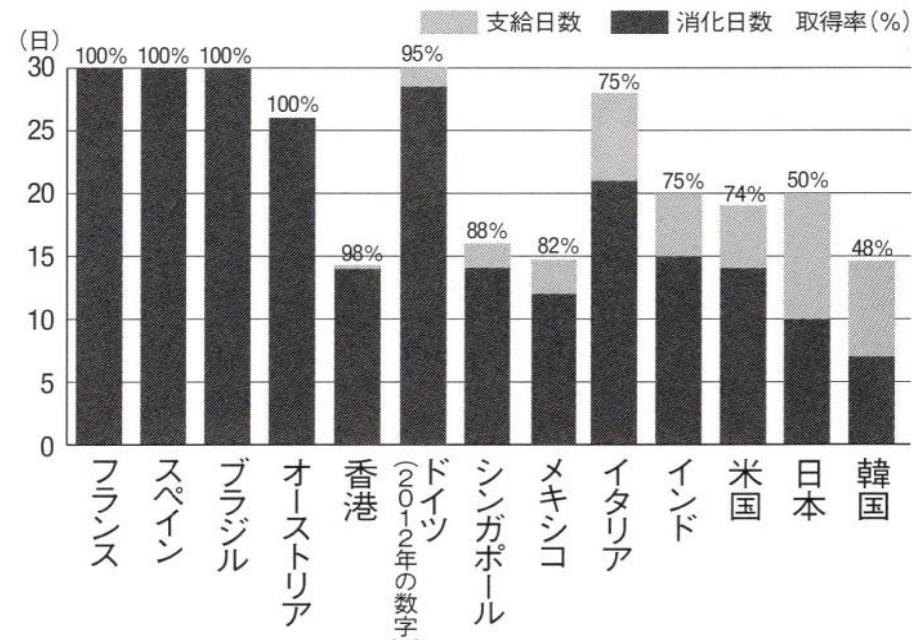
(図表1-1) 法律が定める有給休暇の最低日数の国際比較  
(2009年)

国名	法定有給休暇の最低日数
フランス	30日
デンマーク	25日
フィンランド	25日
ノルウェー	25日
スウェーデン	25日
ドイツ	24日
オーストリア	22日
ポルトガル	22日
スペイン	22日
オーストラリア	20日
ベルギー	20日
ギリシャ	20日
アイルランド	20日
イタリア	20日
オランダ	20日
ニュージーランド	20日
スイス	20日
英国	20日
メキシコ	12日
カナダ	10日
日本	10日
米国	0日

資料=OECD

## 有給休暇の最低日数と取得率

(図表1-2) 2014年の有給休暇取得状況の国際比較



資料=エクスペディア

『ドイツ人はなぜ、  
一年に150日休んでも仕事が回るのか』から

# 過労死が続いている：

- ・製造業の過労死：

- カルビー

- トヨタ：QCサークル

- ・ホワイトカラーの過労死：

- 野村證券：ノルマ

- 富士銀行：過重労働、教師・医師

- ・若者の過労死・過労自死：

- 和民、日本海庄や：長時間・深夜労働

- ・ワタミ事件：謝罪：HPでの告知

- ・すき屋：ワンオペ

## 今週のビデオ

ガイアの夜明け



密着！会社と闘う者たち  
～“長時間労働”をなくすために～

前編：「カトク」が挑む ドン・キホーテ

2016年2月9日 テレビ東京  
約22分

# 政府・厚生労働省の過重労働対策:2000-2015

表1-2-1 政府・厚生労働省の過重労働対策

年	主要な過重労働対策・指針などの名称
2000	労働時間短縮のための対策について（中央労働審議会建議）
2001	労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関する基準
2001	所定外労働削減要綱（改定）
2002	過重労働による健康障害防止のための総合対策（旧）
2003	賃金不払残業総合対策要綱および指針
2004	労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト
2006	労働安全衛生法改正
2006	過重労働による健康障害防止のための総合対策
2006	労働者の心の健康の保持増進のための指針
2007	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
2008	労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の項目の改正
2010	労働者の健康を守るために——過重労働による健康障害防止対策
2011	職場における自殺の予防と対応
2014	過労死等防止対策推進法（略称・過労死防止法）制定
2015	改正労働安全衛生法ストレスチェック義務化

労働時間短縮  
↓  
健康障害防止  
↓  
過労死等防止法  
制定 2014

# 過労死防止法の制定

- ・企業の**健康配慮義務**判例:最高裁2000年3月:  
1991年電通事件:使用者は労働者的心身に対する健康配慮義務を負う

## ・過労死等防止対策推進法(過労死防止法)

- ・**2014年6月成立**:2014年11月施行  
(過労死家族の会・過労死弁護団の  
呼びかけ:署名・超党派)

過労死のない社会の実現を目指す、  
過労防止対策の推進は国と地方公共団体の責務、  
過労死に関する調査研究の推進、啓発、  
相談体制の充実、民間団体の支援



過労死防止全国センターHPより

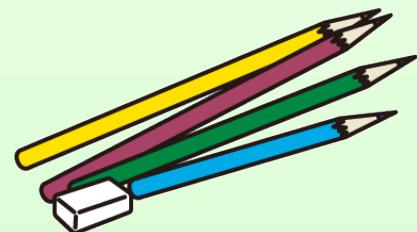
- ・過労死シンポを全国で実施:大阪は11月11日
- ・全国の学校で過労死防止**啓発授業**実施: 当講座12/9

# 産業医制度とメンタルヘルスチェック

**産業医**: 50人以上の事業所で選任

メンタルヘルスの推進:

- ・2014年: 労働安全衛生法改正:
- ・50人以上は事業所で、  
  ストレスチェック実施義務化;
- ・定期的にストレス状況を検査



# 時間規制をはずす動き

表 1-2-2 労働時間制度の主要な規制緩和

1987	◇労基法改定 週40時間制（88年施行、97年全面移行） 1週、1ヶ月、3ヶ月単位の <b>変形労働時間制</b> <b>フレックスタイム</b> <b>みなし労働時間制</b> <b>裁量労働制</b> （「専門業務型」）の導入
1992	◇労基法改定（93年施行）、1年単位の変形労働時間制
1997	◇告示改定、専門業務型裁量労働を5業務から11業務に拡大 ◇男女雇用機会均等法（制定85年、施行86年）改定 <b>女性の残業規制（1日2時間、年150時間）を撤廃</b> （99年4月施行）
1998	◇労基法改定、企画業務型裁量労働制の導入（2000年4月施行）
2002	◇告示改定、専門業務型裁量労働制を11業務から19業務に
2006	◇1992年成立の時短促進法を廃止、労働時間設定改善法へ
2007	◇ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入見送り
2015	◇「高度プロフェッショナル制度」の名でエグゼンプション法案を国会上程

# 時間規制をはずす動き

労働時間制度の主要な規制緩和:

変形労働制・フレックスタイム、

みなし労働制、裁量労働制導入拡大

女性の残業規制撤廃

ホワイトカラー・エグゼンプション制度導入見送り

: 残業ゼロ法案として反対

高度プロフェッショナル制度へ: 将来規制をはずす可能性あり

岸-金堂玲子・森岡孝二編『健康・安全で働き甲斐のある職場をつくる』より

・変形労働制の導入:

大企業1000人以上(2008年度): 74%:

1年単位24. 6%、1カ月単位: 38. 3%、

フレックスタイム制31. 9%

・みなし労働制の導入: 大企業1000人以上(2008年度):

専門職: 8. 8%、企画業務: 6. 8%



# 私的時間制度・裁量労働制の問題：その実例：損保会社

## ・私的時間制度：

休憩等で職場離脱する短時間：喫煙、談笑、化粧など：

総合職一日60分、一般職20分、各自のパソコンに初期設定：

パソコンのON／OFFで労働時間管理

自己規制をする、残業が多くなれば指導され、評価が下がる

## ・企画業務型裁量労働制：

自由裁量で自由に勤務し長時間労働でも36協定に違反しない

日本興亜火災の例：

入社4年から6年以上の総合職：裁量労働制対象者

総合職の**81%** 管理監督者を合わせると**91%**

松浦章『日本の損害保険産業』より

・管理監督者として課長以上に残業手当を払わない

・固定残業制



# ILOの労働時間関連条約：



日本はすべて**批准していない**：ディーセントワーク以前の状態  
18の条約で：第1号条約(8時間労働)も

## ●労働時間・休暇関係のILO条約

日本はすべて未批准、\*印は優先的に促進されるべき条約

年度	条約(号)	条約内容	批准国数
1919	1	労働時間	52
1921	14	*週休（工業）	116
1930	30	労働時間（商業・事務所）	30
1931	31	労働時間（炭坑）	2
1935	46	労働時間（炭坑・改正）	3
1935	47	週40時間制	13
1935	49	労働時間短縮（硝子ビン工場）	10
1936	52	有給休暇	55
1936	54	有給休暇（海上）	6
1939	67	労働時間・休息時間（路面運送）	4
1946	72	船員有給休暇	5
1949	91	有給休暇（船員・改正）	24
1952	101	*有給休暇（農業）	46
1957	106	*週休（商業、事務所）	62
1958	109	賃金・時間・定員（海上・改正）	16
1970	132	*有給休暇（改正）	27
1974	140	*有給教育休暇	29
1979	153	*労働時間・休息時間（路面運送・改正）	7

# 「長時間労働」と「企业文化」

## ○会社員の時間観



- ・会社同士の足の引っ張り合い  
　遅くまでいるから電話がかかる  
　遅くまでないと電話がかかるかもしれない
- ・定時に帰るのに、(申し訳ない気持ちで)  
　「すいません、今日は用事があるので…」  
(本当は用事がなくとも、帰っていいのだが)
- ・昔は早く帰ってもすることがないから、雑談
- ・今はメールが時間に関係なく飛んできて、作業

# 最後に

- ・何故、残業するのか、  
基本給が低いからか、  
耐久消費財：冷蔵庫・洗濯機・テレビなど、不動  
産：住宅・土地：消費財ローン  
消費主義のたつまり
- ・会社の風土：競争：個人間、会社間
- ・労働時間を無視した企業文化



## 参考文献：

- ・森岡孝二『過労死は何を告発しているか 現代日本の企業と労働』岩波現代文庫、2013年
  - ・岸-金堂玲子・森岡孝二編『健康・安全で働き甲斐のある職場をつくる』ミネルヴァ書房、2016年
  - ・川人博『過労自殺第二版』岩波新書、2014年、  
同 『過労自殺』岩波新書、1988年
  - ・森岡孝二『働きすぎの時代』岩波新書、2005年
- \* 損害保険産業の労働時間管理の実態については、
- ・松浦章『日本の損害保険産業』桜井書店、2014年



## アンケートのお願い

- ・講義で取り上げてほしい項目・内容があれば、  
アンケート用紙に書いてください
  - ・質問事項・疑問点・ご要望があれば  
それも書いてください
- ※できるだけご要望に応えようと思います

本日はここまでです  
ありがとうございました

